

大学からみた産学官連携について

文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課 大学技術移転室 井上 弘亘

抄録

科学技術イノベーションにより我が国の持続的な成長を促進するため、大学等の優れた研究成果も効果的にイノベーションにつなげる仕組みの必要性が高まっているところ、平成11年の日本版バイドール条項を含む産業活力再生特別措置法の制定や、平成16年度の国立大学法人化等を契機として、大学等における産学官連携を促進する制度的枠組みが整備されてきました。このような現状において、大学にとって、産学官連携とはどのような意味を持つのか、文部科学省の産学官連携施策にはどのようなものがあるかについて、筆者の所感も含め、ご紹介いたします。

1. はじめに

東日本大震災につき、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。私が文部科学省に異動したのが、昨年7月のことですので、約10ヶ月が経ったこととなります。特許庁での審査官の仕事が、発明の特許権にする、又は、しないことだとすると、今の仕事は、大学等から生み出された発明をどのように効率良く社会、事業に結びつけるか、そこを支援することだと考えています。特許の審査をしていると、ほとんどの出願が企業からのものであり、大学からの出願は少ないと感じるかと思います。これは、特許権が、特許権者に業として特許発明の実施をする権利を専有させる効力を有しており、事業と密接に結びついているものだからです。では、自ら事業を実施しない大学にとって産学連携とはどのような意味があるとして位置づけられているのでしょうか。ここでは、主に大学の立場から見た産学連携について、私の経験をもとに、ご紹介、ご説明したいと思います。

2. 大学にとっての産学連携とは

産学連携とは、言わずもがなではありますが、基本的な使命・役割を異にするセクターである産・学・官の連携であり、そのことをしっかりと認識した上で、お互いの使命・役割を十分理解し、Win-Winの連携を図ることがとても重要だと思います。産業界にとっては、自己の事業に資す

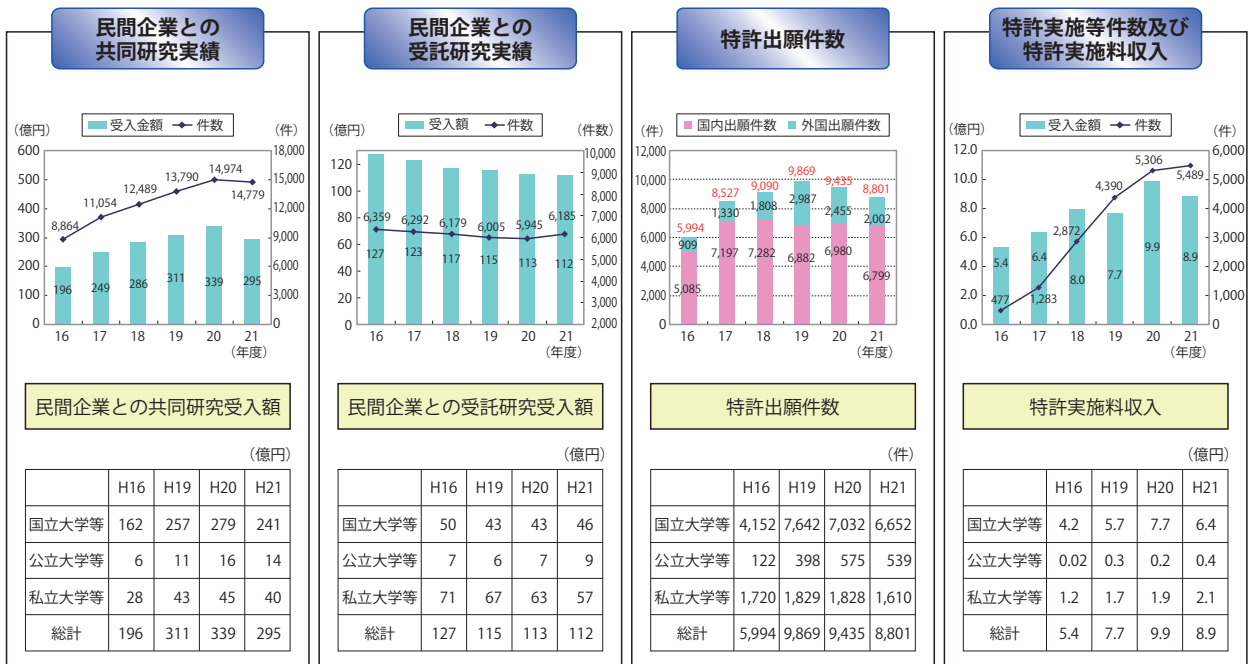
る研究成果、シーズの発掘が主な目的であるとする、大学等にとって、産学連携は、何が目的なのでしょう。共同研究による研究資金の獲得でしょうか。もちろんそのような点もありますが、根本的には、平成18年の教育基本法改正により、教育、研究に加え、第三の使命として位置づけられた社会貢献なのです。具体的には、イノベーションの創出、国際競争力の強化、大学等の研究成果の社会還元、科学技術の新領域・融合領域への展開、社会が必要とする人材の育成等により、社会に貢献することなのです。

3. 大学における産学連携の現状

平成11年の日本版バイドール条項を含む産業活力再生特別措置法の制定や平成16年度の国立大学法人化等を契機として、大学等における産学官連携を促進する制度的枠組みが着実に整備されました。その結果、平成16年度から平成21年度にかけて、特許実施件数は約11倍に、特許実施料収入は約1.6倍にそれぞれ増加するなど、産学官連携活動の活性化が順調に進んでいます。また、大学等においても知的財産戦略の重点が「量」から「質」へ移行しつつあり、特許出願の厳選化が進められ、特許出願件数は平成19年度より減少傾向にあります。

さらに、大学等と民間企業との共同研究の件数及び受入金額や民間企業からの研究資金等の受入額は、平成20年度まで順調に増加してきましたが、平成21年度は、過去

大学等における共同研究等の実績推移



出典：文部科学省
「平成21年度 大学等における
産学連携等実施状況について」

※国公立大学等を対象。
※大学等とは大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人を含む。
※百万円未満の金額は四捨五入しているため、「総計」と「国公立大学等の小計の合計」は、一致しない場合がある。
※特許実施等件数は、実施許諾または譲渡した特許権（「受ける権利」の段階のものも含む）の数を指します。

5年間で最低となるGDPを記録するなどの深刻な経済不況の中、共同研究の件数及び受入額は減少に転じています。

研究成果の実用化を促進するための研究費制度と、大きく二つに分けられます。

4. 産学官連携のこれから

これまで産学官連携活動は着実に成果を上げていますが、その活動をめぐる状況は厳しい局面を迎えつつあります。他方、環境問題の解決や医療技術のさらなる進化など、科学技術が果たすべき役割が今後一段と大きくなることが予想される中で、産学官連携により絶えざるイノベーションを創出していくことがより一層重要になっています。そのため、産学官連携に関するこれまでの取組を一層推進していくと同時に、企業内外の技術やアイデアを有機的に組み合わせる新たな価値創造の手法（オープン・イノベーション）の促進など、より効果的・効率的に大学や企業の「知」を循環させる取組を実施していく必要があります。

5. 文部科学省における主な産学官連携関連施策

文部科学省が実施する主な産学官連携関連施策は、その性質に応じて、産学官連携のための環境整備と、大学の研

(1) 産学官連携のための環境整備

①イノベーション創出のためのシステム整備

産学官連携のための大学等の機能強化、地域における産学官共同研究、地域の大学間ネットワークの形成、先端的な融合領域における研究開発拠点形成等を通じて、地域が主体的に実施するイノベーション創出のためのシステム整備を図る事業。

②大学等の知的財産活動の支援

産業界におけるグローバル展開を可能とするために特許の海外出願の支援を行ったり、産学のマッチングの場の提供などの各種施策により、大学等の研究成果の技術移転活動や、知的財産活動に対する専門的な支援を実施する事業。特に、平成23年度は、大学の特許を取得、群化を促し、価値を高めたり、公的投資機関（産業革新機構）との連携により、大学等の保有する未利用特許の事業活動を加速する事業を展開する事業。

③リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備（人的基盤整備）

大学における研究者の活動に占める研究時間の割合は、顕著に減少しており、研究マネジメント体制の充実による研究環境の改善が必要になっている。研究リサーチ・アドミニストレーターとは、単に研究に係る行政手続きを行う者ではなく、大学等において、研究者とともに、研究活動の企画・マネジメント・成果活用促進を行う人材群である。（作家に対する編集者のような存在）さらに、科学技術人材のキャリアパスとして位置づける事業。

(2) 大学等の研究成果の実用化を促進する研究費制度

①A-STEP（研究成果最適展開支援プログラム）

大学等の研究成果を実用化につなぐことを目的とし、実用化の可能性を検証するシーズ探索、大学等と企業との共同研究開発。シーズを基にした大学発ベンチャーの設立支援等、課題や研究家初の特性に応じた最適なファンディングを設定し、総合的かつシームレスな支援を実施する事業。公的投資機関との連携により、民間からの投資を誘引し、大学等の研究成果の迅速かつ効果的な実用化を促す。

②産学共創基礎基盤研究プログラム

産学連携の範囲を非競争領域である基礎研究領域にまで拡大し、産学の対話を行う「共創の場」を構築し、オープン・イノベーション、国際標準の獲得、人材育成を促進するとともに、大学等の基礎研究を活性化する事業。産業界の技術テーマの解決に資する基礎研究を大学等が行い、産業界における技術課題の解決を加速するものである。

6. さいごに

文部科学省では、科学技術・学術審議会の下に、産学連携・地域支援部会、産学官連携推進委員会を設け、大学等の研究成果の社会還元や、連鎖的な技術革新とこれに伴う新産業の創出をおこす産学官連携システムの在り方について検討を行っております。先日の委員会で、産学官連携のネットワークは「絆」であるとの発言がありました。この度の未曾有の大震災を受け、復興・再建のために、「産」、「学」、「官」が、更に力を合わせて、日本をもり立てていくことが何よりも大切ではないかと思えます。

profile

井上 弘亘（いのうえ ひろのぶ）

平成14年4月 特許庁入庁（特許審査第四部伝送システム）、平成17年4月審査官昇任、特許審査第一部調整課、特許審査第四部インターフェイス、文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課を経て、平成23年4月から現職。